高齢者虐待防止のための指針

黒馬訪問看護ステーション(株式会社クロウマエール)
〒181-0001 東京都三鷹市井の頭1-24-19 B1　TEL 0422-26-9751

1. 基本的な考え方

当事業所は、ご利用者さまの尊厳と人権を守ることを何より大切にします。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等の趣旨を踏まえ、虐待の防止と早期発見に組織として取り組みます。

2. 虐待の定義

次の行為を虐待とします。
(1)身体的虐待:身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること。正当な理由のない身体的拘束を含みます。
(2)介護・世話の放棄・放任:必要なケアを行わず、心身の状態を悪化させること。
(3)心理的虐待:暴言や拒絶的な対応など、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
(4)性的虐待:わいせつな行為をすること、またはさせること。
(5)経済的虐待:財産を不当に処分すること、または不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会

虐待の防止と早期発見のため、管理者を責任者とする虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催します。委員会では、指針の見直し、研修の計画、事案発生時の検証と再発防止策の検討を行い、結果を職員に周知します。

4. 担当者

虐待防止に関する措置を適切に実施するため、管理者を担当者とします。

5. 職員研修

全職員を対象に、虐待防止の研修を年1回以上実施します。新たに採用した職員にも研修を行います。研修の実施内容は記録に残します。

6. 虐待またはその疑いが生じた場合の対応

職員は、虐待またはその疑いに気づいたときは、速やかに管理者へ報告します。事業所は、ご利用者さまの安全を最優先に確保し、法令に基づき、お住まいの市区町村へ速やかに通報します。事実関係を確認し、関係機関と連携して対応するとともに、原因を分析して再発防止に努めます。ご家族などの養護者による虐待が疑われる場合も、同様に市区町村へ通報し、連携して支援します。

7. 相談・通報の窓口

ご利用者さまやご家族からの虐待に関するご相談は、当事業所(0422-26-9751、平日9:00〜18:00)で承ります。お住まいの市区町村の窓口は、重要事項説明書をご覧ください。

8. 身体的拘束等について

ご利用者さままたは他の方の生命や身体を守るため、緊急でやむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。やむを得ず行う場合は、その態様、時間、ご利用者さまの心身の状況、緊急でやむを得なかった理由を記録します。

9. 指針の閲覧

本指針は、ホームページに掲載し、ご利用者さまやご家族がいつでも閲覧できるようにします。

2026年11月8日 制定